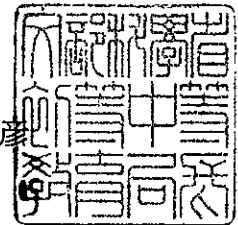


各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
独立行政法人教員研修センター理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

布村 幸彦



(印影印刷)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について（通知）

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「本法」という。）は、平成25年6月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日に施行されることに伴い、別添のとおり内閣府より通知が発出されたところです。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、本法の内容について、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、今後政府としての基本方針等を策定する予定ですので、策定後には改めて周知させていただきます。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp